

## ～新型コロナウイルス感染症予防対策・施設の対応について～

- 施設を利用する園児(児童)・同居家族の感染が判明、園児(児童)が濃厚接触者に特定された場合は、必ず施設にお知らせ下さい

	施設の対応・施設利用基準	保育料等について	施設の開所等
①園児(児童)が発熱等の風邪症状	・利用を控えて下さい。解熱後24時間の経過観察をお願いします。 *抗原検査やPCR検査を受ける(受けた)場合は要連絡	返還なし	通常開所
②園児(児童)の同居家族が発熱等の風邪症状	・出来る限り利用を控えて下さい。 利用する場合は、事前に発熱者の情報をお知らせ下さい。 *抗原検査やPCR検査を受ける(受けた)場合は要連絡	返還なし	通常開所
③園児(児童)の同居家族が濃厚接触者と認定	・施設利用は可能ですが、できる限り家庭保育のご協力をお願いします。 *抗原検査やPCR検査を受ける(受けた)場合は要連絡	返還なし	通常開所
④園児(児童)の同居家族がコロナ感染	・園児(児童)が濃厚接触者に該当する場合は、利用できません。 当該児童が陰性と判明した場合の対応も、保健所の指示に従う。 *抗原検査やPCR検査を受ける(受けた)場合は要連絡	返還あり	通常開所 役場・保健所が指示します
⑤園児(児童)又は施設関係者がコロナ感染	・利用出来ません。 ・臨時休所の措置がとられる事があります。 *保健所等に指示された期間。	返還あり	通常開所 役場・保健所が指示します
⑥園児(児童)の兄弟児クラスで、学級閉鎖等が生じた場合	・園児(児童)は、施設利用可能ですので、減免対象外。	返還なし	通常開所

その他・・・職員が複数名濃厚接触者などに該当した場合も、臨時休所する場合があります。(返還あり)

上記、減免対象の考え方は、令和4年3月29日より適用します。

感染者と接触した場合は、最後の接触のあった日から7日間は、ハイリスク行動自粛(ハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、会食等)をお願いします。

【ハイリスク者：高齢者・基礎疾患がある者 など】

【ハイリスク施設：高齢者・障害児者施設・医療機関(受診目的は除く) など】

感染症予防対策・施設対応へのご理解・ご協力ありがとうございます。